

ソフトウェア製品使用権許諾規約

セイコーソリューションズ株式会社（以下「当社」という）は、見積明細に記載の当社が著作権または使用許諾権を有するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」という）に関し、以下の条件にて、お客様に使用許諾します。

＜契約条項＞

第1条（使用許諾）

当社は、本規約に定めるほか、[別紙1] ソフトウェアライセンス条件（以下「ライセンス条件」という）第1条に規定する使用権をお客様に許諾するものとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、見積明細に記載の使用期間とします。ただし、契約期間の更新を希望するお客様は、サービス期間が終了する前に当社に申し出を行い、当社宛てに新たに注文書を提出するものとし、以降も同様とします。なお、更新後についても別紙を含む本規約の条件が適用されます。

第3条（使用料金）

1. ソフトウェアの使用料金及び支払方法は、見積明細記載のとおりとします。
2. ソフトウェアの使用料金には、当社のお客様に対する保守サービス（以下「保守サービス」という）に対する料金が含まれるものとします。なお、保守サービスの内容その他の条件については、本契約に定めるほか、[別紙2]に記載されたソフトウェア保守サービス規約（以下「保守規約」という）に従うものとします。
3. 見積明細記載の使用料金は、第5条の定めに従い通知される使用環境数減少その他理由のいかんを問わず減額することができないものとし、既に当社に対し支払済みの使用料金について、理由のいかんを問わずお客様に対し返金を行わないものとします。お客様が第5条の定めに従い見積明細記載の使用環境の追加等を行う場合には、お客様は当社に対し、見積明細に定める使用料金に加えて、当社が別途定める追加料金を支払うものとします。なお、使用料金が増額する場合は、変更翌月分からの差額調整を行うものとし、その時点の価格表に基づく追加料金を、お客様は当社に対し、支払うものとします。支払い方法については、お客様当社協議のうえ決定するものとします。

第4条（ソフトウェアの引渡し）

当社は、見積明細記載の使用環境および動作条件（以下「使用条件」という）に適合する形態でソフトウェアを記録した磁気ディスク等の媒体およびマニュアルその他附属書類一式（以下「マニュアル」という）をお客様に引渡します。このマニュアルの引渡日（以下「引渡日」といいます）をもってソフトウェアの引渡しが完了したものとします。なお、ソフトウェアを記録した媒体の所有権は、引渡日をもって、当社からお客様に移転するものとします。

第5条（ソフトウェアの使用）

お客様は、ソフトウェアを、見積明細記載の使用場所においてのみ、かつ使用環境においてのみ使用するものとします。お客様が、使用環境の変更および使用場所の変更を行うことを希望する場合には、お客様は、事前に当社に書面による通知を行うものとし、当社の承諾をもってかかる変更が有効になるものとします。

第6条（ライセンス条件）

お客様は、ソフトウェアおよびマニュアルの使用にあたり、本契約に定めるほか、ライセンス条件の内容を確認し了承するとともに、これを遵守するものとします。

第7条（機密保持）

お客様は、業務遂行上知り得たソフトウェアおよびマニュアルに関する一般に入手不可能な情報（以下「機密」という）および当社に関する機密の一切を、第三者に対し開示もしくは漏洩してはならないものとします。また、当社は、ソフトウェアの導入設置、保守サービス等を実施する際に知り得たお客様の業務に係わる機密の一切を、第三者に対し開示もしくは漏洩してはならないものとします。

第8条（保守サービス）

1. 当社は、保守規約に規定される保守サービスをお客様に提供するものとします。
2. 保守規約に規定された保守サービスの提供は、本契約と一対のものであり、分離できないものとします。

第9条（契約の終了）

1. お客様または当社が、次のいずれかの事由に該当した場合には、該当した者は、本契約上相手方に対して負う全ての金銭債務について当然に期限の利益を喪失するとともに、相手方は、何らの催告を要することなく、直ちに契約を解除することができます。

① 本契約上の義務に違反した場合

② 支払停止、支払不能に陥った場合、または自ら振り出しましたは裏書きした手形小切手を不渡りとした場合

③ 差押、仮差押、仮処分その他強制執行または競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合

④ 破産手続、民事再生手続、会社更生手続または特別清算の申立てをし、または受けた場合

- ⑤ 私的整理手続を開始した場合
 - ⑥ 解散決議を行った場合または解散命令を受けた場合
 - ⑦ 事業の全部または重要な一部分を第三者に譲渡した場合または事業を廃止した場合
 - ⑧ 営業停止処分または営業許可等の取消処分を監督官庁から受けた場合
 - ⑨ その他前各号類似の信用不安に陥った場合
2. 契約は、理由のいかんを問わず保守サービスが終了した場合、何らの手続きも要せず直ちに終了します。
 3. お客様が本契約の規定の一つにでも違反した場合、当社は、何らの催告をすることなく、ただちに本契約を解除し、お客様の使用権を終了させることができます。
 4. お客様が本契約の規定に一つにでも違反したことにより当社が損害を被った場合、当社はお客様に対して、その損害の賠償を請求することができるものとします。
 5. お客様は、本契約の有効期間中での解約は行えないものとします。

第10条（契約終了の効果）

1. 本契約が理由のいかんを問わず終了したときは、お客様は、当社より引渡しを受けたソフトウェアおよびマニュアルの使用を直ちに中止し、ソフトウェアおよびマニュアル（ソフトウェアの記録媒体その他の複製物を含む）ならびにその全ての複製物を当社の指示に従い消滅させ、消滅が完了したことを書面により当社に通知するものとします。
2. 本契約が理由のいかんを問わず終了したとしても、お客様は、本契約に基づき発生した金銭債務（本契約の使用期間における未払いの使用料金の支払債務を含む）の履行を免ることはできず、本契約に定める条件と同一の条件にて本契約の終了から30日以内に（但しお客様が第9条第1項各号の一に該当した場合には直ちに）、当社に対しその全てを履行しなければなりません。また、お客様は、理由のいかんを問わず本契約が終了した場合であっても、当社に対し一切の異議、請求（訴訟か否かを問わない）をしないものとします。

第11条（遅延損害金）

お客様が、本契約に基づく当社に対する金銭の支払を怠ったとき、または当社が、お客様のために費用の立替払いをしたときは、お客様は、遅延期間中または立替払いの日から、年率14.6%、365日割計算による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（租税公課）

本契約に関し、日本国が定める法令、あるいは政令等において租税公課が賦課される場合で、かつお客様が負担すべきものについては、お客様が負担するものとします。

第13条（譲渡禁止）

お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位および本契約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

第14条（不可抗力）

いずれの当事者も、地震、津波、台風、洪水、水害、突風、噴火、竜巻、落雷その他の天変地変、戦争、内乱、暴動、革命行為、テロ行為、伝染病、労働争議、火災、爆発、法令の改廃、公権力の命令、介入、電気その他エネルギーの供給停止、供給不足、通信回線その他のネットワークの遮断、利用不能その他当事者の合理的な支配を超える事由（以下「不可抗力」という）により本契約上の義務の履行遅滞または履行不能が生じたとしても、その責任を負わないものとします。但し、本契約上の金銭債務の履行については、不可抗力の影響を受けないものとします。

第15条（変更通知）

お客様及び当社は、所在地、商号、名称、代表者、営業譲渡、合併、会社分割、減資その他の重要な変更が生じたときは、ただちに相手方に書面により通知するものとします。

第16条（協議）

本契約に記載なき事項については、信義誠実の原則に則り、お客様当社互いに協議のうえ決定するものとします。

第17条（裁判管轄）

本契約に基づいて紛争が生じ訴訟の必要が起ったときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにお客様当社ともに合意します。

第18条（存続条項）

本契約が理由のいかんを問わず解除または終了した場合であっても、第6条（ライセンス条件第2条ないし第5条に限ります）、第7条、第10条ないし第18条、並びに保守規約第9条および第10条はその効力を有するものとします。

以上

[別紙1] ソフトウェアライセンス条件

第1条（使用許諾）

1. 当社はお客様に対して、ソフトウェアの日本国内における非独占的、譲渡不能、取消可能かつ再利用許諾権の無い使用権を許諾します。
2. お客様は、当社の承諾を得た上で、第1項により許諾された権利を第三者に再利用許諾することができます。この場合、お客様は、第三者に対し、お客様が本契約に基づき当社に対して負う義務と同等の義務を負わせるとともに、第三者が当該義務に違反したときは、当該義務違反をお客様の違反とみなし、当社に対して当該違反についての一切の責任を負うものとします。
3. ソフトウェア及びその複製物に関する権利は、当社に帰属します。本契約に明示されている場合を除き、お客様には、ソフトウェアに関する何らの権利も付与されません。
4. お客様は、バックアップの目的に限り必要な最小限の範囲において、ソフトウェアをコンピュータに読み取り得る形式で複製することができます。

第2条（使用方法）

お客様又は前条第2項に基づきソフトウェアの利用が許諾された第三者は、自己の事業に使用するために、ソフトウェアを単一のコンピュータシステムにのみインストールして使用することができます。なお当該コンピュータシステムが内部ネットワークで接続された複数のクライアントにより共有されている場合、当該クライアントにおいて同時に本ソフトウェアを使用することを妨げません。

第3条（制限）

1. お客様は、当社の事前の書面による承諾を得ない限り、ソフトウェアの全部又は一部を修正、改変、翻案、リース、貸与、頒布、譲渡、ネットワーク上での送信、再使用許諾又は二次的著作物の作成をすることができません。
2. お客様は、ソフトウェアの全部又は一部を逆アセンブル、逆コンパイル又はリバースエンジニアリングすることができません。
3. お客様は、ソフトウェアの取り扱う各種データを解析することができません。

第4条（限定保証）

1. 当社は、お客様がソフトウェアを購入された日から90日間に限り、ソフトウェアの記録媒体に物理的な欠陥がないことを保証します。ただし、その欠陥がお客様の故意又は過失、第三者による行為若しくは不可抗力に基づく場合は、当社は保証しません。
2. 前項にかかわらず、お客様がソフトウェアを購入された日から90日間以内にソフトウェアの記録媒体に物理的な欠陥が発見された場合、当社は、無償にて代替品と交換します。
3. 当社は、本契約成立後12ヶ月間、当社所定の方法により、ソフトウェアのアップデート情報及びアップデータを無償にてお客様に提供することができます。ただし、アップデータの記録媒体の代金及び機能拡張等の有償バージョンアップの代金については、この限りではありません。
4. 当社はお客様に対して、ソフトウェアの商品性及び特定の使用目的に対する適合性を保証するものではなく、またお客様によるソフトウェアの使用及び使用結果に関しても保証するものではありません。
5. 当社はお客様に対して、ソフトウェアが誤りなく作動すること又はすべての誤りが修正されることを保証するものではありません。
6. 本条及び第5条は、ソフトウェアに関する当社の明示又は默示の保証責任のすべてを規定したものです。

第5条（責任の制限）

ソフトウェアの使用又は使用できることにより生じた一切の損害に対する当社のお客様に対する損害賠償責任総額は、請求原因の如何にかかわらず、年間使用料金相当額を限度とします。ただし、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、逸失利益、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、お客様のデータ又はプログラムの喪失、第三者からの損害賠償請求に基づく損害については、当社は責任を負いません。

第6条（その他）

1. 本契約は、ソフトウェアの複製物及びバージョンアップ版にも適用されます。
2. お客様は、ソフトウェアのバージョンアップ版によりアップデートした時点で、ソフトウェアの旧バージョンの使用権を放棄することに同意するものとします。但し、お客様が、お客様のシステムリプレースを理由として、旧バージョンのソフトウェアの使用権の継続を申し出た場合には、当社は、バージョンアップ版提供後3か月を限度として旧バージョンのソフトウェアの使用権を無償で許諾します。
3. お客様が前項但し書きにより許諾された期間を超えて旧バージョンのソフトウェアを使用する場合は、お客様が当社所定の月額料金を支払うことより、当社は旧バージョンのソフトウェアを有償提供します。
4. お客様は、ソフトウェアを日本国外に輸出し、又はネットワークにより日本国外に送信することができません。

以上

[別紙2] ソフトウェア保守サービス規約

当社は、見積明細記載のソフトウェアを動作可能な状態に維持するため、以下に定める保守サービスをお客様に提供します。

< 記 >

第1条 (目的)

本規約は、ソフトウェアが円滑に稼動しその機能を保持するように当社が提供する保守サービスの条件を定めることを目的とします。

第2条 (保守サービス)

ソフトウェアに不具合が生じた場合、お客様は当社所定のサポートセンター受付窓口に連絡し、当社は、ソフトウェアの保守サービスとして、次の各号の作業を行うものとします。

【技術支援サービス】

- ・電話、ファックス、電子メール等により必要な技術情報を提供し、故障・不具合の解決又は一時回避をサポートします。
- ・当社の仕様によるプログラム修正等のためのバージョンアップ版を随時のリリースにより提供するものとし、お客様はこれをライセンス条件に従って使用することができるものとします。
- ・PTFモジュールを提供します。

第3条 (保守サービス時間帯)

1. 当社が保守サービスを行う時間帯は、以下のとおりとします。

平日 9:00 ~ 17:00

但し、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始その他当社の休業日を除く

2. 前項にかかわらず、当社は、緊急やむを得ない場合に限り、前項の保守サービス時間帯外であっても、当社所定の別料金により、各保守サービスに応じることができます。

第4条 (協力)

1. お客様は、当社が求めたときは、故障・不具合の状況、発生時の環境その他保守サービスに必要な情報等の提供に協力するものとします。
2. 保守サービスの実施に伴いソフトウェアを使用するシステムの稼動を停止する必要がある場合、お客様は、当社の求めに応じて、当該システムの稼動を停止するものとします。
3. お客様は、ソフトウェアを使用するシステムの稼動停止に備え、データ、プログラムのバックアップその他の必要な措置を自己の責任と費用により講ずるものとします。
4. 保守サービスを行う場合、お客様は、次の各号について当社に協力するものとします。
 - ① 故障又は不具合の原因切り分けが必要な場合の切り分け作業
 - ② 保守サービスに要する電力料金、通信費、用紙等の消耗品の負担

第5条 (再委託)

当社は、保守サービスの全部又は一部を当社指定の保守サービス代行者に委託することができるものとします。この場合当社は、当該代行者に対して本契約に基づく当社の義務と同等の義務を課すものとします。

第6条 (除外事項)

次の各号の作業は、本契約に基づく保守サービスに含まれないものとします。ただし当社は、お客様の求めに応じて、当社所定の料金その他の条件により、これを行う場合があります。

- ① 各製品所定の使用環境、使用方法、マニュアル等に反して使用したことにより生じた故障又は不具合の復旧
- ② 天災地変その他不可抗力により生じた故障又は不具合の復旧
- ③ 当社の承諾なしに行った修理、調整、修正、改変等に起因する故障又は不具合の復旧
- ④ ソフトウェア以外の、OSその他のソフトウェアに起因する故障又は不具合の復旧
- ⑤ お客様の仕様による改造又は改変、オーバーホール、使用場所の移動作業、及びこれらの支援
- ⑥ その他お客様の責に帰すべき事由により生じた故障の修理及び不具合の復旧

第7条 (保守料金)

第3条第2項又は第6条各号に基づき、別料金によるオンサイト保守サービス又は時間外保守サービスを行った場合、お客様は、使用料金とは別に、当社所定の別料金を当社に支払うものとします。

第8条 (支払)

1. 前条に定める別料金が生じた場合、当社は、当該別料金及びそれに課税される消費税等相当額を都度お客様に請求するものとし、お客様は、当該請求書受領日の翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振り込むことにより当社に支払うものとします。
2. 当社は、お客様が前項の支払期日までに別料金の支払いを怠った場合、当該支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、未払金額に対し、年14.6%の率を乗じて算出される金額を遅延利息としてお客様に請求することが

できるものとします。

第9条（責任）

1. 保守サービスの実施から90日以内に、当該保守サービスが本契約の内容と適合しない不具合（以下「不適合」という。）が発見され、かかる不適合が当社の責めに帰すべき事由によるものであった場合、当社は、当該不適合の修補のために必要な保守サービスを再度実施します。但し、本契約終了後においては、保守サービスの実施から90日以内の不適合であっても、当社は、修補のために必要な保守サービスを行わないものとします。
2. 本条及び第10条は、保守サービスに関する当社のお客様に対する責任のすべてを規定したものです。

第10条（損害賠償）

保守サービスに関するお客様又は当社が相手方に損害を与えた場合、その損害額等についてお客様当社協議のうえ、年間使用料金相当額を限度として賠償責任を負うものとします。ただし当事者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、逸失利益、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接損害、派生的損害、付随的損害、データ・プログラムの喪失については、賠償責任を負わないものとします。

以上